

傍聴要領(案)

県立高等学校将来構想審議会高校教育改革検証部会

1 傍聴する場合の手続

傍聴の受付は先着順で行い、定員になり次第受付を終了します。

2 会議を傍聴するに当たって守っていただく事項

- (1) 傍聴者は、会議を傍聴するに当たっては、会長の指示に従ってください。
- (2) 会議開催中は、静粛に傍聴することとし、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないでください。
- (3) 会場において、写真撮影、録画、録音等を行おうとする場合は、あらかじめ会長の許可を得てください。
- (4) その他会議の支障となる行為をしないでください。

3 会議の秩序の維持

傍聴者が2の規定に違反したときは、注意し、なおこれに従わないときは、退場していただく場合があります。

(平成24年11月 日制定)